

四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担の徴収に関する規則新旧対照表

改正案				現 行			
第1条～第6条 (略) 別表(第2条第1項) 特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、 特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の保育料				第1条～第6条 (略) 別表第1(第2条第1項) 特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、 特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の保育料			
各月初日に在籍する教育・保育給付認定子 どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額(各階層区分の 左欄が保育標準時間認定を 受けた場合、右欄が保育短時 間認定を受けた場合の額)		各月初日に在籍する教育・保育給付認定 子どもの属する世帯の階層区分		保育料の月額(各階層区分の 左欄が保育標準時間認定を 受けた場合、右欄が保育短時 間認定を受けた場合の額)	
階 層 区 分	定義	保育標準時間認 定	保育短時間 認定	階 層 区 分	定義	保育標準時間認 定	保育短時間 認定
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)に よる被保護世帯(単給世帯を含む。)、 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)による支援給 付受給世帯並びに <u>児童福祉法(昭和22 年法律第164条)第6条の3第8項に規 定する小規模住居型児童養育事業を行 う者及び同法第6条の4に規定する里 親である教育・保育給付認定保護者の</u>	円 0	円 0	1	生活保護法(昭和25年法律第144号) による被保護世帯(単給世帯を含 む。)、中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残 留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30 号)による支援給付受給世帯及び児 童福祉法(昭和22年法律第164条)第 6条の4に規定する里親である教 育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0

	世帯			
2	1階層を除	市町村民税非課税	0	0
3	き、当該年度	市町村民税所得割非課	4,110	4,040
	の4月分から	税		
4	8月分までの	市	48,600円未満	6,170
5	保育料の算定	町	48,600円以上	11,180
	にあつては前	村	51,500円未満	10,990
6	年度分の、当	民	51,500円以上	14,960
	該年度の9月	税	56,600円未満	14,710
7	分から3月分	所	56,600円以上	18,840
	までの保育料	得	60,100円未満	18,520
8	の算定にあつ	割	60,100円以上	18,840
	ては当該年度	課	74,000円未満	18,520
9	分の市町村民	税	74,000円以上	26,650
	税の額の区分	額	79,000円未満	26,200
10	が次の区分に		79,000円以上	26,650
	該当する世帯		97,000円未満	26,200
11			97,000円以上	33,450
			112,000円未満	32,880
12			112,000円以上	40,760
			115,000円未満	40,070
13			115,000円以上	40,760
			132,000円未満	40,070
14			132,000円以上	44,000
			169,000円未満	43,250

2	1階層を除	市町村民税非課税	0	0
3	き、当該年度	市町村民税所得割非課	4,110	4,040
	の4月分から	税		
4	8月分までの	市	48,600円未満	6,170
5	保育料の算定	町	48,600円以上	11,180
	にあつては前	村	51,500円未満	10,990
6	年度分の、当	民	51,500円以上	14,960
	該年度の9月	税	56,600円未満	14,710
7	分から3月分	所	56,600円以上	18,840
	までの保育料	得	60,100円未満	18,520
8	の算定にあつ	割	60,100円以上	18,840
	ては当該年度	課	74,000円未満	18,520
9	分の市町村民	税	74,000円以上	26,650
	税の額の区分	額	79,000円未満	26,200
10	が次の区分に		79,000円以上	26,650
	該当する世帯		97,000円未満	26,200
11			97,000円以上	33,450
			112,000円未満	32,880
12			112,000円以上	40,760
			115,000円未満	40,070
13			115,000円以上	40,760
			132,000円未満	40,070
14			132,000円以上	44,000
			169,000円未満	43,250
15			169,000円以上	51,690
				50,810

15	169,000円以上 203,800円未満	51,690	50,810
16	203,800円以上 301,000円未満	54,330	53,410
17	301,000円以上 397,000円未満	57,460	56,480
18	397,000円以上 480,000円未満	60,600	59,570
19	480,000円以上 671,800円未満	65,750	64,630
20	671,800円以上	70,900	69,690

備考  
1～8 (略)

附則  
(施行期日)

この規則は、公布日から施行する。

	203,800円未満		
16	203,800円以上 301,000円未満	54,330	53,410
17	301,000円以上 397,000円未満	57,460	56,480
18	397,000円以上 480,000円未満	60,600	59,570
19	480,000円以上 671,800円未満	65,750	64,630
20	671,800円以上	70,900	69,690

備考  
1～8 (略)